

所沢市告示第 75 号

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 6 日

所沢市長 小野塚 勝偉

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類：市道

整理番号	路線名 (市道)	区 間	幅員 (m)		延長 (m)		供用 開始日
			上段: 変更前 下段: 変更後	上段: 変更前 下段: 変更後			
1	1- 900 号線	大字城字本村 589番 6地先から (従前地: 大字城字本村589番 地先)	4.0~9.0	304.60	令和 7 年 3月 15 日		
		大字城字矢崎 41番 1地先まで	8.5~10.5	341.20			